

静岡県告示第388号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年5月10日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年5月10日

静岡県知事職務代理者

静岡県副知事 森 貴 志

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	蔵田島田線	藤枝市瀬戸ノ谷字向山 11038番の7地内	前	5.7~8.4	45.1
			後	6.1~21.4	45.1